

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 文化スポーツ観光常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

文化スポーツ観光局

議案（条例その他）

ページ

- 1 収入証紙条例の一部を改正する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】…………… 1
  
- 2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】…………… 3

1 収入証紙条例の一部を改正する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】

(1) 改正の趣旨

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

手数料の削除

全国通訳案内士登録申請手数料など、8件の手数料を削除する。（別表の2 手数料関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料（(2)の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び(3)イ(イ)において「廃止手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。
- (イ) 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (ウ) (3)イ(イ)の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

## 令和7年3月末に収入証紙の利用を終了する手数料一覧

## 文化スポーツ観光局関係

名称
全国通訳案内士登録申請手数料
全国通訳案内士登録証訂正手数料
全国通訳案内士登録証再交付手数料
旅行業登録申請手数料
旅行業者代理業登録申請手数料
旅行業更新登録申請手数料
旅行業変更登録申請手数料
旅行サービス手配業登録申請手数料

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】

(1) 改正の趣旨

旅券法施行令の一部改正に伴い、一般旅券発給手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

申請方法ごとに手数料の額を改定する。（別表の3 文化スポーツ観光局関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年3月24日

イ 経過措置

(3)アに掲げる規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。